

1 趣旨

- 本年3月に要請のあった産業競争力強化法に基づく搭乗型移動支援ロボット（以下「搭乗型ロボット」という。）の公道実証実験に係る特例措置の整備に関する要望に対し、回答を通知・公表する必要があるもの（決裁事項）。
- 本年3月、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、搭乗型ロボットの公道実証実験特区における規制の特例措置を全国展開（以下「特区全国展開」という。）する旨の評価意見が取りまとめられたことを受け、特区全国展開に必要な措置を講じることとするもの。

2 現状（構造改革特別区域における実験の状況）

(1) 特例措置の概要

- 実験に使用する搭乗型ロボットを原動機付自転車又は小型特殊自動車に区分（国土交通省においては保安基準を緩和）
- 公道実証実験が道路使用許可の対象であることを明確化
【道路使用許可の基準の概要】
 - ・ 主体： 地方公共団体が協議会に参加するなど実験に関与
 - ・ 実施場所： 幅員3メートル以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道（以下「歩道等」という。）

(2) これまでに公道実証実験を実施した構造改革特区

- つくばモビリティロボット実験特区（茨城県つくば市）
- 豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区（愛知県豊田市）

3 特区全国展開への対応

構造改革特別区域における実験の実施状況等を踏まえ、特区全国展開に当たっては、現在実施中の特例措置に加え、一定の搭乗型ロボット※については、保安要員（搭乗型ロボット等に乗車していない者に限る。）を配置することを条件に、実験の実施場所となる歩道等の幅員制限を設けないことと措置する。

（※ 長さ120cm、幅70cmを超えず、最高速度が時速6kmを超えないもの）

4 企業実証特例制度への対応

特例措置の整備要望のうち、3によって措置されない部分（事業者※が公道実証実験を行うことを道路使用許可の対象とすること）について、特例措置を講ずる旨を通知・公表することとする。

（※ 法第10条に基づく新事業活動計画の認定を受けた者が地方公共団体の協力を得て実験を実施するもの）

5 今後の予定

- 5月中旬、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める内閣府告示の改正案について意見公募手続を実施予定。
- 7月を目途に、特区全国展開。

1 重点項目及び対象部署

捜査費及び契約を重点項目とし、全120部署に対して実施した。

2 会計監査の実施結果

(1) 捜査費関係

ア 指示事項

該当なし。

イ 指導事項の主なもの

- 支払精算書等に誤って金額を計上し精算したため、過払い及び支給漏れが認められた。
- 取扱者の交替時における交替検査を実施していなかった。

(2) 契約関係

ア 指示事項の主なもの

- DNA型鑑定用試薬購入契約について、単価契約していたにもかかわらず、別途、随意契約により誤って同種物品を取得したため、単価契約より割高となっていた。
- 100万円を超える物品購入契約について、予定価格調書等が作成されていなかった。

イ 指導事項

物品購入に当たり、県費で負担すべきところ、国費で負担していた。

(3) 物品管理、旅費その他の経理関係

○ 指示事項・指導事項の主なもの

物品管理簿等の未作成や旅費の支給漏れなどが認められた。

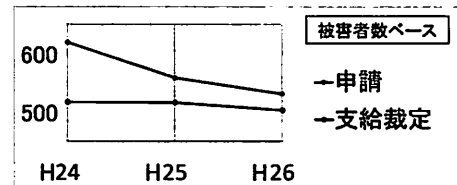
1 申請の状況

区 分	24年度	25年度	26年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	619 (729)	558 (645)	531 (623)	-27 (-22)
遺族給付金 (申請件数)	174 (284)	141 (228)	157 (249)	16 (21)
重傷病給付金	280	252	236	-16
障害給付金	165	165	138	-27

2 裁定の状況 (前年度申請分を含む)

区 分	24年度	25年度	26年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	573 (690)	571 (662)	559 (655)	-12 (-7)
支給裁定 (裁定件数)	517 (621)	516 (597)	503 (591)	-13 (-6)
遺族給付金 (裁定件数)	169 (273)	133 (214)	138 (226)	5 (12)
重傷病給付金	215	228	229	1
障害給付金	133	155	136	-19
不支給裁定 (裁定件数)	56 (69)	55 (65)	56 (64)	1 (-1)
仮 給 付	3	2	6	4
裁定総額(百万円)	1,509	1,233	1,243	10

- 申請状況の考察
申請の減少ほどには支給裁定が減少せず
→適切な周知等により制度内容が浸透し
他の公的給付が優先されるべき案件等
の申請が減少



- 裁定の実施状況
 - ・ 早期の裁定を維持 (平均裁定期間6.9月)
 - ・ 仮給付は増加傾向、引き続き、積極的な運用に配慮

3 支給額の状況

(単位：千円)

区 分	裁定総額	最高支給額(1件あたり)
遺族給付金	756,923	23,261
重傷病給付金	57,769	1,200
障害給付金	428,451	22,821

4 不支給裁定の理由

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	28
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	9
当該死亡、障害等に犯罪行為との因果関係が認められなかった	8
被害者と加害者との間に内縁関係等一定の親族関係があった	7
その他(第一順位遺族に該当しない、医療費の自己負担がない)	4

※ 上記事情は調査によって初めて明らかになったもの。

5 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 申立 13件 (前年度比+5件)
- 裁決 10件 (前年度比-1件)
- ※ いずれも審査請求を棄却する裁決がなされている。

公安委員会 説明資料No. 4	平成26年度第4四半期監察の 実施状況について	平成27年4月23日 首席監察官
----------------------------------	---	-----------------------------------

1 監察実施項目

証拠物件の保管管理の徹底状況及び適正捜査の推進状況

2 監察実施結果

(1) 証拠物件の保管管理状況

ア 証拠物件の封印措置・一括管理制度の導入状況

- 封印措置は44都道府県、一括管理は27都道府県で導入されており、点検の合理化、警察署における保管場所の捻出等の観点から非常に有効であるとの意見が多くみられた。
- 封印措置については、制度として導入されていても、一部の警察署で運用が開始されていない状況がみられた。

イ 証拠物件の出納管理状況

- 証拠物件管理簿冊等への記載と複眼的な現物確認を行うことにより、鑑定嘱託物件の管理及び紛失防止を図っている。
- ※ 一部の警察署では、鑑定嘱託時の出納状況に係る証拠物件管理簿等の記載が不十分であった。

(2) 認知・受理した事件の処理状況

ア 事件の管理・指揮状況

- 認知・受理した事件を捜査関係管理簿冊（犯罪事件受理簿、事件指揮簿、犯罪事件処理簿及び呼出簿）に記載し、組織的な捜査管理及び捜査指揮を行っている。
- ※ 一部の警察署では、呼出簿の記載が不十分であった。

イ 告訴・告発事件の受理・処理状況

- 告訴・告発センターを設置して、告訴・告発事件の受理体制を強化し、組織的な処理を行っている。

ウ 時効切迫事件の管理状況

- 時効切迫事件の送致漏れを防止するため、事件管理システムや一覧表を活用して、組織的管理を徹底している。

(3) 捜査技能・捜査指揮の向上に向けた取組状況

- 各級捜査員を対象とした研修、捜査技能伝承官等による教養等により、捜査技能の向上を図っている。

1 伝達式の日時、場所、伝達式出席予定者

- ・ 平成27年5月13日(水)午前10時30分から午前11時10分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 177名 (受章者100名、配偶者77名)

2 勲章受章状況

(1) 受章者 1,936名

(2) 内 訳

○ 元警察職員 1,920名

○ 民 間 16名

県公安委員会委員長7名、防犯協会役員1名、交通安全協会役員3名

警備業協会役員1名、警察嘱託医4名

○ 勲 等 別 ※()内は危険業務従事者叙勲

旭日大綬章 1名

瑞宝重光章 1名

瑞宝中綬章 5名

旭日小綬章 3名

瑞宝小綬章 58名

旭日双光章 9名

瑞宝双光章 1,051名 (1,042名)

瑞宝単光章 808名 (795名)

(3) 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全 体 71.2歳

春秋叙勲 77.6歳

危険業務従事者叙勲 70.9歳

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>人身取引対策に関する年次報告(案) の策定について</p>	<p>平成27年4月23日 保安課</p>
<p>1 作成の趣旨 本報告書は、平成26年12月に策定された政府の「人身取引対策行動計画2014」に基づき作成・公表されるもので、内閣官房が中心となって、関係省庁による人身取引に関する施策の実施状況、人身取引事犯の取締り状況等についてまとめたもの</p> <p>2 年次報告における警察関係事項のうち主なもの</p> <p>(1) 日本における人身取引被害の状況等（年次報告2関係） 人身取引被害の状況及び人身取引被疑者の状況</p> <p>(2) 人身取引の防止（年次報告3関係） 偽装滞在・不法滞在事案及びこれらの事案に関与するブローカー等の取締りの強化による人身取引事犯の掘り起こし等</p> <p>(3) 人身取引被害者の認知の推進（年次報告4関係） 人身取引の被害申告をするように多言語で呼びかけるリーフレットの作成、人身取引の未然防止を目的とした広報啓発用映像ソフトの作成・HP掲載等</p> <p>(4) 人身取引の撲滅（年次報告5関係） 売春事犯等の取締りの徹底、児童の性的搾取に対する厳正な対応、外国関係機関との連携強化等</p> <p>(5) 人身取引被害者の保護・支援（年次報告6関係） 関係機関と連携した人身取引被害者の保護、被害者の立場に十分配慮した上での保護・支援施策の説明等</p> <p>(6) 人身取引対策推進のための基盤整備（年次報告7関係） 警察学校の初任教養、警察大学校等の昇任時教養、風俗関係事犯等取締り担当職員を対象とした専科教養において、人身取引事犯対策に係る教養を実施等</p> <p>3 今後の予定 本年次報告は、「人身取引対策推進会議幹事会」（局長級）を経て、5月8日開催予定の「人身取引対策推進会議」（議長：内閣官房長官）において決定される予定</p>		

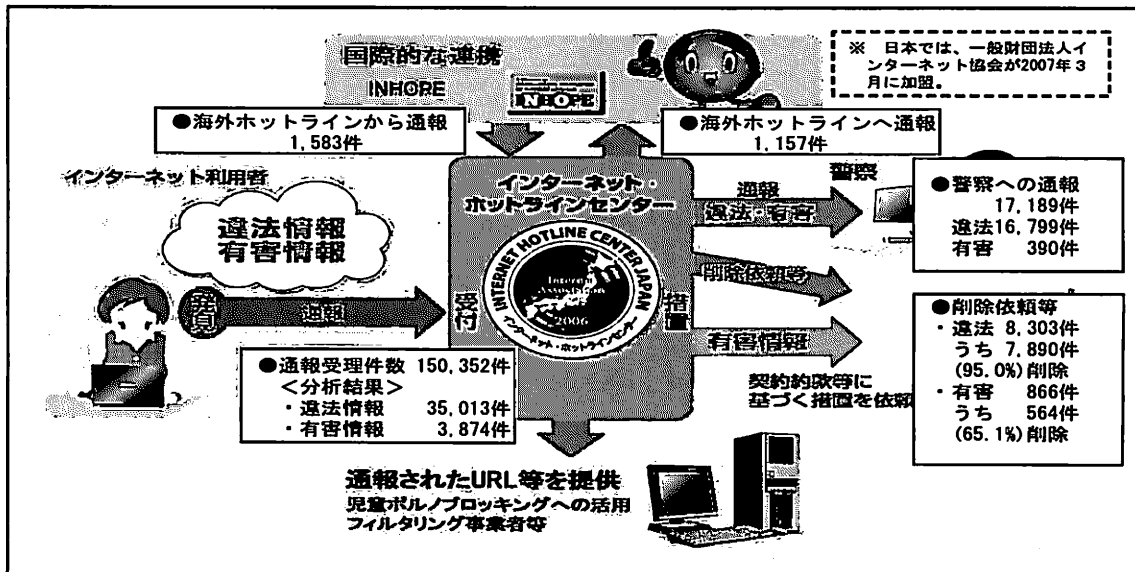
1 運用状況

(1) 通報受理状況

- インターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）が受理した通報件数は150,352件（前年比+19,632件）。
- 違法情報は35,013件（+4,642件）、有害情報は3,874件（+446件）。
※ 危険ドラッグに関する情報は500件（違法317件、有害183件）（10月23日～）

(2) 通報処理状況

- 警察への通報件数は17,189件（-1,841件）。
- IHCからサイト管理者等に対して削除を依頼した違法情報8,303件（前年比-4,493件、-35.1%）のうち7,890件（-4,451件、-36.1%）が削除（削除率95.0%、-1.4P）、有害情報866件（-396件、-31.4%）のうち564件（-400件、-41.5%）が削除（削除率65.1%、-11.3P）。



※ INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2015年3月末時点で51団体（45の国・地域）が加盟。通報受理件数のうち1,583件は、INHOPE加盟団体からの通報。

2 IHCからの通報に基づく検挙状況

IHCから通報を受けた違法情報に係る検挙件数は882件（前年比-570件、-39.3%）。

3 今後の対策

- (1) 悪質性の高い情報に重点を指向しながら違法情報・有害情報の取締りを継続的に推進するとともに、海外サイトの国内関係者の取締りを推進。
- (2) IHCを通じて、INHOPE、厚生労働省等の関係機関、ICSA、フィルタリング事業者等に対する情報提供を行うなど、国内外の違法情報・有害情報対策を推進。

※ ICSA（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会の略称）とは、インターネットサービスプロバイダ、検索エンジンサービス事業者、フィルタリング事業者に対して、管理する児童ポルノ掲載アドレスリストを提供し、児童ポルノの流通防止措置を講じている団体。2011年3月発足。

1 事件の概要

4月4日以降、奈良県や京都府等の各地で、寺社の文化財等に油様の液体がかけられて汚損される被害の発生を確認しているもの。

4月22日現在、11府県35カ所で同様の被害を確認している。

2 罪名罰条

○ 文化財保護法

第九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮(こ)又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 刑法(明治40年法律第45号)

(建造物損壊等)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。・・・(略)・・・

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条《注：公文書等毀棄など》に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

3 警察等の対応

○ 被害が発生した府県警察では、所要の捜査を実施するとともに、寺社に対する警戒活動、管理者に対する防犯指導等を実施。

○ 警察庁では、10日付で、都道府県警察に対して同種事案認知時の初動捜査の徹底や警ら・警戒活動の徹底等について指示。

○ 文化庁では、8日付で、都道府県教育委員会委員長に対し、文化財の所有者等への防犯対策を徹底する旨の通知文を发出。

1 裁判員裁判対象事件に係る試行

○ 平成26年度中に裁判員裁判対象事件等として報告があった検挙件数は3,339件で、うち録音・録画を実施した事件（注）は2,845件（実施回数：24,107回）である。

○ 平成26年度中の対象事件等に係る録音・録画の実施率は85.2%である。

【1-①】

○ 平成26年度中の対象事件等に係る1事件当たりの平均の録音・録画時間は約14時間である。【1-②】

（注）当該事件の取調べのうち、少なくとも1回録音・録画を行った事件をいう（以下同じ。）。

実施期間	対象事件等検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
21年4月～22年3月	4,025	358 (8.9%)	358 (1.0回)	14分
22年4月～23年3月	3,880	359 (9.3%)	359 (1.0回)	15分
23年4月～24年3月	3,403	1,118 (32.9%)	1,125 (1.0回)	17分
24年4月～25年3月	3,415	2,637 (77.2%)	4,172 (1.6回)	44分
25年4月～26年3月	3,315	3,105 (93.7%)	8,693 (2.8回)	3時間7分
26年4月～27年3月	3,339	2,845 (85.2%)	24,107 (8.5回)	14時間2分

2 知的障害を有する被疑者に係る試行

○ 平成26年度中に知的障害を有する被疑者に係る事件として報告があった検挙件数は1,125件で、うち録音・録画を実施した事件（注）は1,117件（実施回数：4,617回）である。

○ 平成26年度中の対象事件に係る録音・録画の実施率は99.3%である。

【2-①】

○ 平成26年度中の対象事件に係る1事件当たりの録音・録画時間は約6時間30分である。【2-②】

実施期間	対象事件検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
24年5月～25年3月	938	872 (93.0%)	1,625 (1.9回)	56分
25年4月～26年3月	1,174	1,151 (98.0%)	2,622 (2.3回)	2時間11分
26年4月～27年3月	1,125	1,117 (99.3%)	4,617 (4.1回)	6時間30分

※ 平成27年4月2日現在の速報値

<p>公安委員会 説明資料No. 10</p>	<p>平成26年の来日外国人犯罪の 検挙状況について</p>	<p>平成27年4月23日 国際捜査管理官</p>
<p>1 検挙状況の推移（別表1参照） 刑法犯と特別法犯を合わせた総検挙件数は、前年と比べて僅かに減少し、同人員は増加。検挙のピークであった平成16、17年と比べて件数は約3分の1、人員は約2分の1にまで減少。</p> <p>2 刑法犯の検挙状況（別表2参照）</p> <p>(1) 国籍等別検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中国の検挙人員は来日外国人検挙人員全体の約3割。 ○ ベトナムの検挙人員が増加し、26年は初めて1,000人を超えた。 <p>(2) 罪種等別の検挙状況</p> <p>窃盗犯の検挙を手口別に見ると、侵入窃盗は中国、自動車盗はブラジル、万引きはベトナムが上位。</p> <p>3 特別法犯の検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 偽造在留カードの所持等や薬物事犯が増加。 ○ 偽造在留カード所持等は中国の検挙が多く、中国から郵送される事例が多い。 <p>4 在留資格別の検挙人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在留資格が「短期滞在」であった者の検挙人員は、26年には16年の約2割の水準にまで減少。 ○ 在留資格が「留学」であった者の検挙人員は、減少傾向にあったが、25年から増加。 ○ 在留資格が「技能実習」であった者の検挙人員は、24年から増加を継続。 ○ 在留資格が「日本人の配偶者等」であった者の検挙人員は、21年をピークに減少傾向にある。 <p>5 今後の課題</p> <p>(1) 組織性・悪質性の高い犯罪への対応</p> <p>(2) 悪質・巧妙化する犯罪インフラ事犯への対応</p>	<p>1頁</p> <p>15頁</p> <p>16頁</p> <p>23頁</p> <p>27頁</p> <p>28頁</p> <p>35頁</p>	

公安委員会 説明資料No. 11	ICPOシンガポール総局開所式 及びICPOアジア地域会議の 開催結果について	平成27年4月23日 国際捜査管理官 審議官（サイバー対策）
-----------------------------------	--	---

平成27年4月13日（月）から4月17日（金）までの間、シンガポールにおいて、ICPO（国際刑事警察機構）シンガポール総局開所式及びICPOアジア地域会議が開催されたところ、その概要は次のとおり。

1 ICPOシンガポール総局開所式

(1) 開催日

平成27年4月13日（月）

(2) 参加者

国際・サイバーセキュリティ担当審議官ほか5名

(3) 概要

75か国から約500名が参加し、シンガポール副首相等からの祝辞及びICPO総裁、ICPO事務総長による演説が行われた。開所式後、我が国は米国、中国等の主要な加盟国からの出席者との意見交換を行った。

2 ICPOアジア地域会議

(1) 開催日

平成27年4月15日（水）から17日（金）までの間

(2) 参加者

国際捜査管理官（会議の議長を務めた）ほか2名

(3) 概要

約30か国から160名余が参加し、サイバー犯罪対策の推進、テロ対策の強化、データベース及びツールの活用促進並びに2015年から2017年のアジア地域における戦略及びビジネスプランに関する勧告が決定された。

3 その他

次回ICPOアジア地域会議は、平成29年にネパールで開催予定。

公安委員会 説明資料No.12	総務省による「道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視」の調査結果に基づく勧告について	平成27年4月23日 交通企画課 交通指導課
----------------------------------	--	---

1 概要

総務省行政評価局が、平成25年12月から実施してきた「道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視」の調査結果に基づき勧告を行うもの。

(1) 道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視の趣旨

国民の安全・安心を確保する観点から、道路交通安全対策のうち、自転車の利用ルールの周知と安全教育の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

(2) 調査対象行政機関

内閣府・国家公安委員会（警察庁）・文部科学省・国土交通省

(3) 勧告予定日

平成27年4月24日

2 勧告概要（国家公安委員会（警察庁）関係）

(1) 自転車交通安全教育の推進

都道府県警察に対し、都道府県教育委員会等との一層緊密な連携の下に、各都道府県の個人情報保護条例の範囲内において、指導警告票に係る情報の適切な活用の推進を図るよう指導すること。

（文部科学省に対しても勧告）

(2) 自転車関連事故情報の活用

都道府県警察に対し、市区町村等による交通事故の情報の活用を支援する観点から、市区町村別の自転車関連事故の発生状況等に係る情報の提供を充実するよう指導すること。

（内閣府に対しても勧告）

3 今後の対応方針

都道府県警察に対して、勧告を踏まえ、

- 指導警告票に係る情報の適切な活用の推進
- 自転車関連事故の発生状況等に係る情報提供の充実

を図るよう指導を行うこととする。

（勧告から半年後、1年半後にフォローアップが行われる予定）

<p>公安委員会 説明資料No. 13</p>	<p>平成27年春の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>平成27年4月23日 交通企画課</p>
<p>1 実施期間 平成27年5月11日（月）から同月20日（水）までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、(一財)全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体</p> <p>3 運動の目的、運動重点等 広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 運動の基本 子供と高齢者の交通事故防止</p> <p>(2) 全国重点 ○ 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則(注)の周知徹底) ○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 飲酒運転の根絶</p> <p>(3) 地域重点 地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。 (注) 自転車安全利用の広報啓発に活用する基本的な通行ルール (H19.7交通対策本部決定)</p> <p>4 警察における運動推進の基本的な考え方 本運動を交通死亡事故抑止に向けた取組強化の絶好の機会と捉え、自治体や関係機関・団体と連携して交通安全意識の高揚を促進する取組を推進する。</p> <p>5 都道府県警察における主な取組事例 ○家庭訪問による子供・高齢者に対する交通安全啓発及び反射材の直接貼付 【山形県警察】 ○新入学児童及びその保護者を対象とした交通安全教室 【鹿児島県警察】 ○自転車指導啓発重点地区等での自転車通学生に対する街頭指導・啓発 【岩手県警察】 ○乳幼児健康診断参加者に対するチャイルドシートの正しい使用の指導・啓発 【茨城県警察】 ○歓楽街における飲酒運転根絶等の交通安全キャンペーン 【警視庁】</p> <p>6 その他 ○通学路における全国一斉取締りの実施 【各都道府県警察】</p>		

公安委員会	総理大臣官邸における小型無人	平成27年4月23日
説明資料No. 14	飛行機様のものの発見について	公安課

1 発見日時

平成27年4月22日（水）午前10時27分頃（官邸職員が発見）

2 発見場所

東京都千代田区永田町2-3 総理大臣官邸屋上

3 遺留物

小型無人飛行機（通称「ドローン」）様のもの 1台

○ 形状等

約50センチメートル大、プロペラ4枚付き

○ 装着物件

- ・ カメラ様のもの 1台
- ・ プラスチック様の容器 1本
- ・ 発煙筒様のもの 2本

4 被害状況

人的被害、物的被害ともになし

5 装着物件について

- プラスチック様の容器の直近から、 γ （ガンマ）線を最大1.0マイクロシーベルト・パー・アワー検出し、その線源がセシウム134及び137であることを確認（直ちには人体に影響はない量）
- 発煙筒様のものについては、爆発物でないことを確認

6 捜査関係

警視庁において、捜査本部を設置し捜査中

7 当面の警備措置

- 総理大臣官邸等における警戒警備の徹底
- 総理大臣官邸等の周辺上空の監視の徹底
- 総理大臣官邸等の周辺エリアにおける検索の徹底
- 総理大臣官邸等の重要防護施設等に対する管理者対策の強化